第四十九期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部		
流動資産		三七
固定資産		二五七
資産の部合計		二九四
負債及び純資産の部		
流動負債		九〇
固定負債		二三
退職給付引当金		二三
負債の部合計		一一三
株主資本		一八一
資本金		一〇〇
利益剰余金		八一
利益準備金		二二
その他利益剰余金		五九
（当期純利益）		（四）
純資産の部合計		一八一
負債及び純資産の部合計		二九四

配当公告

札幌市中央区南二条西二四丁目一番一号

破産者　株式会社ワインの寿屋

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十八年（フ）第一五八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七九、七三〇、四四一円

一、配当をすることができる金額

金二二、六〇八、四九六円

平成二十九年二月二十八日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル四階　破産管財人　竹間　寛

配当公告

香川県観音寺市茂木町三丁目四番二〇号

破産者　香川飼糧株式会社

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十五年（フ）第一〇号破産手続開始申立事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、五一七、一八四、八六〇円

一、配当することのできる金額

金九五、二一三、一〇三円

平成二十九年二月二十八日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号キヘエビル二階　破産管財人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道川上郡標茶町旭二丁目八番地三、最後の住所北海道川上郡標茶町旭二丁目一番二二号

被相続人　亡　豊田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

北海道釧路市錦町五丁目三番地三ツ輪ビル三階　中井拓人法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市大字安田字近野三六一番地、最後の住所青森県青森市大字浪館字志田三九番地一八

被相続人　亡　白戸　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

青森県青森市橋本二丁目一三番五号　青森大同生命ビル五〇五　乙山直美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　乙山　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市長尾一二三九番地、最後の住所千葉県茂原市長尾一二三九番地

被相続人　亡　十枝　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルC

相続財産管理人　司法書士　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市椿二三〇番地、最後の住所千葉県木更津市椿二三〇番地

被相続人　亡　内山　嘉夫

平成二十九年二月二十八日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号キヘエビル二階　破産管財人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道川上郡標茶町旭二丁目八番地三、最後の住所北海道川上郡標茶町旭二丁目一番二二号

被相続人　亡　豊田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

北海道釧路市錦町五丁目三番地三ツ輪ビル三階　中井拓人法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市大字安田字近野三六一番地、最後の住所青森県青森市大字浪館字志田三九番地一八

被相続人　亡　白戸　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

青森県青森市橋本二丁目一三番五号　青森大同生命ビル五〇五　乙山直美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　乙山　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市長尾一二三九番地、最後の住所千葉県茂原市長尾一二三九番地

被相続人　亡　十枝　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルC

相続財産管理人　司法書士　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市椿二三〇番地、最後の住所千葉県木更津市椿二三〇番地

被相続人　亡　内山　嘉夫

平成二十九年二月二十八日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市中志津五丁目一二番、最後の住所千葉県佐倉市中志津五丁目一二番一一号（最後の居所千葉県市川市新田三―一九―二　三貢コーポ二〇三号室）

被相続人　亡　渡部　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五F　コンパサーレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区天沼二丁目四〇番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸四丁目一番一―一〇九号

被相続人　亡　小池　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南葛西二丁目一番、最後の住所東京都江戸川区南葛西四丁目六番三号マジョーネⅡ四〇二

被相続人　亡　鈴木　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇MTビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県妙高市大字菅沼六五番地、最後の住所東京都品川区北品川二丁目四番二号コーポ大橋三〇一

被相続人　亡　小嶋美奈子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所四丁目一三番地、最後の住所栃木県足利市伊勢南町七番地七センチュリー足利リバーサイド三〇三

被相続人　亡　三田　孝策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十八日

東京都中央区日本橋室町一丁目一二番一五号テラサキ第二ビル二階尾崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　淳子

第40期決算公告

平成29年2月28日

京都府宇治市宇治小桜23番地

株式会社環境総合リサーチ

代表取締役社長　杉山　裕

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	515
	固定資産	84
	資産合計	600
負債及び純資産の部	流動負債	514
	固定負債	29
	株主資本	56
	資本金	40
	利益剰余金	16
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	6
	（うち当期純損失）	（10）
	負債・純資産合計	600